

令和3年度

保護者の皆様へ

# 「児童クラブ」の児童募集案内

児童クラブでは、保護者が就労などにより子どもの面倒がみられない家庭の児童を対象に、放課後の健全な遊びや、生活の場を提供しています。

このたび、令和3年4月から令和4年3月までの期間の児童クラブへの入会児童を募集します。

## 1 入会できる児童の条件

- (1) 保護者が家庭外で労働しているため、子どもの面倒をみられない家庭の児童
- (2) 保護者が家に居ても自営業のため、子どもの面倒をみられない家庭の児童
- (3) 保護者が長期療養のため、子どもの面倒をみられない家庭の児童
- (4) 保護者が長期にわたって家族内の病人や心身に障害のある人を常時介護しているため、子どもの面倒をみられない家庭の児童
- (5) その他、市社会福祉協議会が相当と認めた児童

※ 上記基準に該当している場合でも定員を超過する等により入会できない場合がございます。

## 2 開所日・開所時間

- (1) 月曜日～金曜日 児童の下校時から午後6時まで ※ 祝日、年末年始は閉所します。
- (2) 土曜日・学校の長期休業日（夏休み、冬休みなど） 午前7時30分から午後6時まで  
※ 土曜日は、各児童クラブをブロック別に分け、ブロック内の輪番制により合同で開所します。

## 3 保護者負担金

	区 分	対象月	負担金(月額)
(1)	生活保護世帯	通 年	0円
(2)	母(父)子世帯 ※祖父母と別の世帯の場合 ただし、保護者(母または父)の前年度(令和元年中の所得に対する令和2年度課税)の住民税が非課税の場合	8月以外	5,000円(2人目からは4,500円)
		8月	6,000円(2人目からは5,000円)
(3)	母(父)子世帯 ※祖父母と同じ世帯の場合 ただし、保護者(母または父と祖父母)の前年度(令和元年中の所得に対する令和2年度課税)の住民税が非課税の場合	8月以外	5,000円(2人目からは4,500円)
		8月	6,000円(2人目からは5,000円)
(4)	上記以外の世帯	8月以外	8,500円(2人目からは7,000円)
		8月	10,000円(2人目からは8,000円)

※ 出席日数にかかわらず、在籍期間中は保護者負担金がかかります。

### 【住民税の課税証明書の発行について】

上記(2)、(3)に該当する場合は課税証明書(令和2年度)をご用意ください。

#### ① 取扱場所及び時間

取扱場所	曜日	時間
市役所西館2階 納税課	月曜日～金曜日	午前8時30分から 午後5時15分まで ※文化センターは午後5時まで
市役所東館1階 市民課	土曜日	
地区交流センター	火曜日～土曜日	
市文化センター、岡部支所	月曜日～土曜日	

#### ② 持ち物

- ・申請者の身分証明書(運転免許証、保険証、住基カード等 ※写真付きでない場合は2点以上必要)
- ・委任状(住民登録上同一世帯以外の方が申請する場合)

#### ③ 証明書発行手数料 1通 300円

#### 4 年度途中での入会の申し込み・決定

- (1) 申込期間 入会希望月の前々月まで  
※8月入会の申込については5月まで
- (2) 申込場所 各児童クラブ
- (3) 必要書類 以下を全てそろえて申請してください。
- ① 児童クラブ入会申込書
  - ② 保育できない理由を証明する書類（保護者、市内在住の75歳未満の祖父母）

保育できない理由	証明書類	注意事項
就労	<ul style="list-style-type: none"> <li>・就労証明書</li> <li>・自宅から職場まで20km以上であることを示す書類（該当する場合のみ）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・終業時間が14時未満かつ、月の平均就労時間が100時間未満の場合は対象外となります</li> <li>・距離については地図サイト等で距離が確認できるページを印刷</li> </ul>
疾病・負傷	<ul style="list-style-type: none"> <li>・意見書、診断書</li> </ul>	家庭保育が困難であるとの医師の所見の記載が必要
障害	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者手帳（写し）※両面</li> </ul>	
出産	<ul style="list-style-type: none"> <li>・母子手帳（写し）※表紙と出産予定日記載ページ</li> </ul>	出産時の利用期間は出産予定日の前2か月または後3か月以内
介護・看護	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申立書</li> <li>・介護保険証（写し）、障害者手帳（写し）※両面、意見書など</li> </ul>	介護・看護が必要であることを証明する公的書類を提出
就学	<ul style="list-style-type: none"> <li>・在学証明書</li> <li>・授業の予定表</li> </ul>	
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申立書</li> </ul>	申立の内容によっては入会基準を満たさないと判断する場合があります <u>入会できなかった場合に後からご家庭で保育できない理由をお伝えいただいても対応できませんので、必ず期限までに提出してください。また、記入の際にはできる限り詳細に記載してください。</u>

③ 「3 保護者負担金」の(1)～(3)の区分に該当する場合の各種証明書

- ・生活保護世帯：生活保護受給者証明書
- ・母（父）子世帯でかつ非課税世帯：令和2年度の課税証明書（同居の祖父母含む）

※入会申込書類は、児童クラブ施設にて配布します。

※提出書類の記載誤りを修正する場合は、2重線・訂正印をお願いします。

#### ○児童クラブの入会にあたり・・・

平成27年度より、児童クラブ利用対象児童が6年生まで拡大され、年間を通じて多数の児童が児童クラブを利用していますが、その一方で、入会申請をしたものの、実際は児童クラブを利用しない方も増加しています。

入会を申し込む前に、「児童クラブの利用が本当に必要なのか？」ご家族、子どもとよく話し合って申請をしてください。また、利用する際、子どもに「なぜ児童クラブに行くのか？」を伝えていただき、子どもが主体的に児童クラブへ通えるよう、ご理解ご協力をお願いします。

また、児童クラブは、放課後に保育を必要とする児童が利用する場所ですので、保護者の就労などが休日の場合には、ご家庭で過ごすようにしてください。迎えの時刻も同様に、保護者の就労等の状況に合わせた速やかな迎えをお願いします。

#### 5 問い合わせ

各児童クラブ

午前10時00分～午後6時まで（指導員不在の場合があります。ご了承ください。）